



上安全審議会」を「海上航行安全審議会」に改める。

運輸省設置法の一部を改正する等の法律案に対する修正案

運輸省設置法の一部を改正する等の法律案に対する修正案

運輸省設置法の一部を改正する等の法律案の一部を改正する等の法律案に対する修正

運輸省設置法の一部を改正する等の法律案の一部を次のように修正する。

本則中「第一条」と「第二条」を削る。

本則中「第一条」及び「第二条」を削る。

運輸省設置法の一部を改正する等の法律案内閣提出に関する報告書

「最終号の附録に掲載」

航空法の一部を改正する法律案

航空法の一部を改正する法律案

三十一条の二を次のように改正する。

目次中「第三十七条第一第五十六条」を「第三十七条第一第五十六条」に、「第一百二十六条第一五百三十三条」を「第一百二十六条规定」に改める。

第十條の次に次の二条を加える。

第十条の二 運輸省令で定める資格及び経験を有することについて運輸大臣の認定を受けた者（以下「耐空検査員」という。）は、運輸省令で定める滑空機について耐空證明を行うことができる。

輸大臣の認定を受けた者は、運輸省令空検査員（以下「耐空検査員」といふ。）は、運輸省令で定める滑空機について耐空證明を行うことができる。

第十条の二 第二項から第五項までの規定は、前項の耐空證明について準用する。

第十一条の二 第二項から第五項までの規定は、前項の耐空證明について準用する。

第十一条の二 第二項又は前条第一項に改める。

第十一条の二 第二項又は前条第一項に改める。

第十一条の二 第二項を次のように改める。

第十一条の二 第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第十二条の二 第二項中「及び返納に関する事項」を「返納及び呈示に関する事項」に改め、「又は第二項」を削る。

第十二条の二 第二項中「第二十五条第三項」を「返納及び呈示に関する事項」により指定した事項を変更することができる。

第十二条の二 第二項を次のように改められる。

「第十条の二 第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第十二条の二 第二項中「及び返納に関する事項」を「返納及び呈示に関する事項」に改め、「又は第二項」を削る。

第十二条の二 第二項を次のように改められる。

第十二条の二 第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第十二条の二 第二項を次のように改められる。

ければ、その種類の航空機について改める。

第十二条の二 第二項を次のように改められる。



## 外 嘉 証 報 (号 外)

- 一 本邦外から出発して本邦内に到達する航行  
二 本邦内から出発して本邦外に到達する航行  
三 本邦外から出発して着陸することなしに本邦を通過し、本邦外に到達する航行
- 第百二十六条第二項を次のよう改める。
- 2 締約国の国籍を有する航空機であつて外国、外國の公団体又はこれに準ずるものを使用するもの及び締約国以外の外國の国籍を有する航空機（外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機を除く）は、前項各号に掲げる航行を行う場合には、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。
- 5 外國の国籍を有する航空機は、第一項第一号又は第一号に掲げる航行を行ふ場合には、天候その他むを得ない事由のある場合を除く外、事業計画に定めるところに従わなければならぬ。

- く外、運輸大臣の指定する飛行場において、着陸し、又は離陸しなければならない。但し、運輸大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。
- 第百二十七条中「外國、外國の公団体若しくはこれに準ずるもの、外國の国籍を有する人又は外國の法人に基いて設立された法人その他の団体の使用する航空機（外国人国際航空運送事業者が当該事業の用に供する航空機を除く）」を「外國の国籍を有する航空機（外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機及び料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様である。

- （事業計画）  
第百二十九条の三 外国人国際航空運送事業者は、その業務を行う場合には、天候その他むを得ない事由のある場合を除く外、事業計画に定めるところに従わなければならない。  
2 外国人国際航空運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。
- 第百二十九条に次の二項を加える。
- 2 前項の許可を受けようとする者は申請書に事業計画、運航開始の予定期日その他運輸省令で定める事項を記載し、これを運輸大臣に提出しなければならない。

- （事業計画等の変更命令）  
第百二十九条の四 運輸大臣は、必要があると認めるときは、外国人国際航空運送事業者が当該協定に違反し、又は当該協定が効力を失つたとき、

- 三 日本国と外国人国際航空運送事業者が国籍を有する外國との間に航空に関する協定がある場合においては、当該外國若しくは當該外国人国際航空運送事業者が該協定を履行する場合には、運輸大臣の許可を受けなければならない。

- 四 前号に掲げる場合の外、公共交通の利益のため必要があるとき。

- 四 前条の許可を受けた者が当該運送の用に供する航空機 第百三十一条の次に次の二号を加える。

- （事業の停止及び許可の取消）  
第百二十九条の五 運輸大臣は、左の各号の一に該当する場合には、

（運賃及び料金の認可）  
第百二十九条の二 外国人国際航空運送事業者に對し、期間を定めて事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

（本邦内で発着する旅客等の運送）  
第百三十一条の二 外國の国籍を有する航空機（外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機を除く）は、第百二十六条第一項第一号の航行（これと接続して行う本邦内の各地間における航行を含む）により本邦内に到着する。

（本邦内に到着する旅客等の運送）  
第百三十一条の次に次の二号を加える。

（許可の条件等）  
第百三十一条の二 この章に規定する。

る許可又は認可には、条件又は期限を附し、これを変更し、及び許可又は認可の後これに条件又は期限を附することができる。

第三百三十五条の表中「七 第二十二条第二項の航空機乗組員免許を申請する者」三百円を「七 第二十二条第二項の航空機乗組員免許を申請する者」三十万円以下に改めること。

第三百四十六条 左の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

等の罪。

(飛行場又は航空保安施設の設置

の規定による事業の停止の命令に違反して、運輸大臣の指定する飛行場以外の飛行場において、航空機を着陸させ、又は離陸させたとき。

第三百四十七条 第一百二十六条第五項の規定に違反して、運輸大臣の指定する飛行場において、航空機を着陸させ、又は離

陸させたとき。

第三百五十五条第五号の次に次の二号を加える。

二 この法律の施行の際現に改正前の航空法第一百二十九条の許可を受けた航空運送事業者並んでいる者（同法附則第九項の規定により許可を受けた者とみなされたものを含む）がこの法律の施行時ににおいて定めている事業計画は、改正後の航空法第一百二十九条第二項の規定による事業計画とみなす。

三 前項に掲げる者がこの法律の施行において定めている運賃及

料金については、改正後の航空

法第一百二十九条の二の認可を受けたものとみなす。

四 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のようにより改正する。

一 第四条第一項第四十四号の七中

「許可」、「下に認可し」を加える。

二 第一百二十九条の三第二項の規

定による認可を受けないで、事

業計画を変更したとき。

三 第一百二十九条の四の規定によ

る命令又は第百二十九条の五の

規定による事業の停止の命令に

違反したとき。

四 第二十八条の二第一項第十四号

の二の次に次の二号を加える。

十 四の三 外国航空機の航行に

関すること。

四号の二」を「第十四号の三」に改める。

第二十八条の二第一項中「第十

四号の二」を「第十四号の三」に改

める。

して、昭和二十七年法律第二百七十八号運輸省設置法の一部を改正する法律を廃止しようとするものであります。

本法案は去る三月十八日運輸委員会に付託され、翌十九日政府より提案理由の説明を聴取し、三月二十四日、質疑を省略し、山崎委員より、本法案の第二条の規定は、これに因連する防衛廳設置法案は目下内閣委員会で審議中であり、あらためて審議すべきものであるとの理由により、これを削除するよう修正動議が提出されたのであります。

次いで、討論を省略の上、修正案について採決の結果、起立委員をもつて原案について採決の結果、これまで起立委員をもつて可決され、本法案は修正案が採決すべきものと決しました。

次に、航空法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本法案の内容のおもなる点を申し上げます。第一点は、一定の航空機の検査の簡易化をはかるとともに、航空事故を防止するため、附空証明の効力の停止または有効期間の短縮ができるようにしようとするものであります。第二点は、自衛隊の飛行場を民間航空機が使用し得るように改めようとするものであります。第三点は、外国人国際航空運送事業者の運賃計算額を認制にするとともに、その変更または率

の停止を命じ得るよういたそとをするものであります。

本法案は、去る三月十六日本委員会に付託され、翌十七日政府より提案理由の説明を聴取し、二十三日及び二十四日質疑を行いましたが、内容は会議録により御承知願います。

次いで、討論を省略し採決の結果、本法案は起立多数をもつて原案通り可決すべきものと認決いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手) ○議長(堤原次郎君) まず、日程第一につき採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ○議長(堤原次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。あへん法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員会理事古屋菊男君。

あへん法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員会理事古屋菊男君。

あへん法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員会理事古屋菊男君。

あへん法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員会理事古屋菊男君。

の際委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(堤原次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ○議長(堤原次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

研究の用に供するあへんの供給の適正を図るため、田があへんの輸入・輸出・収納及び売渡を行い、あわせて、けしの栽培並びにあへん及びしがらの譲渡、譲受、所持等について必要な取締を行ふことを目的とする。

(田の独占権)

第一條 あへんの輸入・輸出・貯蔵及び甲種栽培者からの一一手買取並びに麻葉製造業者及び麻葉研究施設の設置者への売渡の権能は、田に專属する。

(定義)

第三条 この法律において左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 けし ババグエル・ソムニフ・エルム・エルベバグエル・セテイグルム・ディイーシー及びその他のけし属の植物であつて、厚生大臣が指定するものをいう。

二 あへん けしの液状の漿液を固したものの及びこれに加工を施したもの(医薬品として加工を施したもの)を除く)をいう。

三 けしがら けしの麻葉を抽出することができる部分(種子を除く)をいう。

四 けし栽培者 けし耕作者、甲種研究栽培者及び乙種研究栽培者をいり。

五 けし耕作者 採取したあへん

を田に納付する目的で、第十二条第一項の許可を受けてけしを栽培する者をいう。

六 甲種研究栽培者 あへんの採取を伴う学術研究のため、第十二条第一項の許可を受けてけしを栽培する者をいう。

七 乙種研究栽培者 あへんの採取を伴わない学術研究のため、第十二条第二項の許可を受けてけしを栽培する者をいう。

八 麻葉製造業者 麻葉取締法(昭和二十八年法律第十四号)に規定する麻葉製造業者をいう。

九 麻葉研究者 麻葉取締法に規定する麻葉研究者をいう。

十 麻葉研究施設 麻葉取締法に規定する麻葉研究施設をいう。

第1章 禁止

第2章 禁止(第四十条・第十一条)

第3章 裁培(第三十六条・第二十一条)

第4章 収納及び売渡(第二十九条・第三十五条)

第5章 監督(第四十二条・第四十五条)

第6章 罰則(第五十一条・第六十条)

第一條 説明

(目的)

第一条 この法律は、医療及び字術

○議長(堤原次郎君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

あへん法案(内閣提出)

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、あへん法案を議題としない、こ

## (譲渡及び譲文の禁止)

第七条 何人も、田以外の者であへんを譲り渡し、又は田以外の者からあへんを譲り受けはならない。

2 けし栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者でなければ、けしがらを譲り渡し、又は譲り受けはならない。

3 前項に規定する者は、同項に規定する者以外の者にけしがらを譲り渡し、又は同項に規定する者以外の者からけしがらを譲り受けはならない。

(廃棄の禁止)

第九条 何人も、あへん又はけしがらを廃棄してはならない。

(廃棄の禁止)

第十一条 何人も、厚生大臣の許可を受けることはない。

(栽培区城及び栽培面積)

第十二条 厚生大臣は、毎年、けし耕作者又は甲種研究栽培者は、麻薬製造業者、麻薬研究者又は麻薬研究施設の設置者でなければ、あへんを所持してはならない。

2 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

3 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへんを第三十九条の規定により厚生大臣が定めるその年の納付期限を経て所持してはならない。

4 麻薬製造業者、麻薬研究者又は麻薬研究施設の設置者は、田から充満を受けたあへん以外のあへんを所持してはならない。

5 けし栽培者、麻薬製造業者、麻薬研究者又は麻薬研究施設の設置者でなければ、けしがらを所持してはならない。

## (吸食の禁止)

第六条 左の各号の一に該当する者には、前条第一項又は第二項の許可を与えない。

一 未成年者

二 精神病者又は通治精神病者

三 あへんの中毒者

(許可の制限)

第十四条 左の各号の一に該当する者には、第十二条第一項又は第二項の許可を与えないことがで

る。

一 第四十二条の規定により許可を取り消され、取消の日から三年を経過していない者

二 この法律、麻薬取締法若しくは大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)に違反する罪又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第十四章に定める罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けたことがなくつた後、三年を経過していない者

三 けし栽培者の住所

四 栽培地

五 その他厚生省令で定める事項

## (栽培地以外における栽培等の禁

止)の又は技術的能力を有しないと認められる者

六 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前条各号の一又は第一号若しくは第二号に該当する者があるもの。

(栽培許可証)

第十五条 厚生大臣は、第十二条第一項又は第二項の許可を与えたときは、その申請者に栽培許可証を交付しなければならない。

(許可の変更)

第十八条 けし栽培者は、厚生大臣に対し、栽培地、栽培面積又はあへんの乾そゝ場若しくは保管場について、第十二条第一項又は第二項の許可の変更を申請することができる。但し、都道府県の区域をこえてこれらの事項を変更しようとする場合は、この限りでない。

2 第十二条第三項及び第四項の規定は、前項の申請について、第十四条第三号から第五号までの規定

3 けし耕作者又は甲種研究栽培者に交付する栽培許可証には、前項各号に掲げる事項のほか、あへんの乾そゝ場及び保管場を記載しなければならない。

4 栽培許可証は、他人に譲り渡し、又は貸すしてはならない。

(許可の有効期間)

第十六条 第十二条第一項又は第二項の許可の有効期間は、許可の日から一年以内の九月三十日までと

する。

四 学術研究のため栽培しようとする場合を除き、申請に係る栽培面積が著しく狭い者

## (栽培地以外における栽培等の禁

止)

1 けし栽培者は、許可を受けた栽培地以外の場所で、又は許可を受けた栽培面積をこえて、けしを栽培してはならない。

2 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、許可を受けたあへんの乾そゝ場以外の場所であへんを乾そゝし、又は許可を受けたあへんを保管してはならない。

3 第二項の規定による許可に掲げる事項を記載しなければならない。

4 厚生大臣は、第一項の規定により許可を変更したときは、栽培許可証の記載のうち該変更に係る部分を訂正して、これを申請者に交付しなければならない。

第十九条 けし栽培者は、その採取したあへんを田に納付するまで、かぎをかけた堅固な設備内に収めてこれを保管しなければならない。但し、乾そうちは、かぎをかけた設備内に保管することができる。

2 前項に定めるもののほか、けし栽培者が、あへん又はけしがらに付いて、減失、盜難、紛失その他の事故を防止するためにとるべき措置については、厚生省令で定めることとする。

(事故の届出)

第二十条 けし栽培者は、その所有するあへん又はけしがらにつき、滅失、盜難、紛失その他の事故が生じたときは、すみやかに、都道府県知事を経由して、その数量、その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を厚生大臣に届け出なければならない。

(けしがらの譲渡及び廃棄)

第二十一条 けし栽培者は、麻製造業者若しくは麻葉研究施設の設置者は他のけし栽培者にけしがらを譲り渡し、又はこれらの方から譲り受けたときは、十五日以内に、都道府県知事を経由して、厚生省令で定める事項を厚生大臣に届け出なければならない。

(けしがらの譲渡及び廃棄)

第二十二条 けし栽培者は、その届出するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

但し、あへん監視員から廃棄の方法につき指示を受けたときは、これに従わなければならない。

2 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

但し、あへん監視員から廃棄の方法につき指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(変更の届出)

(第二十二条)

(第二十二条)

2 けし栽培者は、第十五条第二項第一号、第二号又は第五号に掲げる事項に変更を生じたときは、十五日以内に、都道府県知事を経由して、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

(届け出)

(第二十二条)

許可証を返納しなければならない。

(許可の失効の届出)

(第二十四条)

五条第二項の規定によりてその許可が効力を失い、又は第四十二条の規定によりその許可を取り消されなければならぬ。

2 前項の者であつてあへんを所有するものについては、そのあへんを合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、十五日以内に、都道府県知事を経由して、現に所有するあへん及びけしがらの数量を厚生大臣に届け出なければならない。

3 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

4 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

5 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

6 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

7 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

8 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

9 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

10 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

11 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

12 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

13 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

14 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

15 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

16 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

17 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

18 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

19 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

20 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

21 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

22 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

23 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

24 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

25 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

26 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

27 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

28 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

29 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

30 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

31 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

32 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

33 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには前項の規定によりて届け出た方法によらなければならない。

第四章 収納及び完済

(収納)

第二十九条 国は、けし耕作者又は甲種研究栽培者が採取したすべてのあへんを収納する。

第三十条 厚生大臣は、毎年、けし耕作者又は甲種研究栽培者がその栽培許可を添附しなければならない。

第三十一条 厚生大臣は、毎年、けし耕作者又は甲種研究栽培者がその栽培許可を添附しなければならない。

第三十二条 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納価格を公告する。

第三十三条 国は、けし耕作者又は甲種研究栽培者が納付したあへんの経済事情を考慮して定める。

第三十四条 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納代金を支払う。

第三十五条 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納代金を支払う。

第三十六条 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納代金を支払う。

第三十七条 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納代金を支払う。

第三十八条 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納代金を支払う。

第三十九条 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納代金を支払う。

第四十条 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納代金を支払う。

第四十一条 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納代金を支払う。

第四十二条 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納代金を支払う。

第四十三条 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納代金を支払う。

第四十四条 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納代金を支払う。

第四十五条 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納代金を支払う。

第四十六条 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納代金を支払う。

第四十七条 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納代金を支払う。

第四十八条 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納代金を支払う。

第四十九条 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納代金を支払う。

第五十条 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納代金を支払う。

第五十一条 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納代金を支払う。

第五十二条 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納代金を支払う。

第五十三条 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納代金を支払う。

第五十四条 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納代金を支払う。

第五十五条 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納代金を支払う。

第五十六条 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納代金を支払う。

第五十七条 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納代金を支払う。

第五十八条 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納代金を支払う。

(災害補償)

第三十三条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第三十四条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第三十五条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第三十六条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第三十七条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第三十八条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第三十九条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第四十条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第四十一条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第四十二条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第四十三条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第四十四条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第四十五条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第四十六条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第四十七条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第四十八条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第四十九条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第五十条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第五十一条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第五十二条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第五十三条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第五十四条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第五十五条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第五十六条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第五十七条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第五十八条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第五十九条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第六十条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第六十一条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第六十二条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

第六十三条 国は、けし耕作者の栽培者について適用する。

取前に風害、水害、雨害、震害、ひょう害、冷害、雪害、凍害、干害、病害その他の災害にかかり、その年度に採取したあへんの収納代金の額が、政令の定めるところにより算定するその者の平年度収納代金の額との差額の二分の一に相当する金額の範囲内で、補償金を交付することができる。

(充渡)

第三十四条 田は、その所有するあへんを、麻糸製造業者又は麻糸研究試験の設置者に売り渡すものとする。

(充渡価格)

第三十五条 あへんの充渡価格は、政令で定まる。

2 充渡価格を定めるに当つては、あへんの輸入、収納、保管及び事務取扱いに要する費用並びに第三十三条に規定する災害補償に要する費用の額等を考慮しなければならない。

第三十六条 麻糸製造業者又は麻糸研究者は、その所有し、又は管理するあへんを、かぎをかけた堅固な設備内に収めて保管しなければ

2 麻薬製造業者又は麻薬研究者  
は、その所有し、又は管理するに  
しがらをかぎをかけた容器内に  
収めて保管しなければならない。  
(事故の届出)  
**第三十七条 第二十一条の規定は、麻  
薬製造業者又は麻薬研究者が所有  
し、又は管理するあへん又はけし  
がらにつき事故が生じた場合に準  
用する。**

(けしがらの廃棄)  
**第三十八条 第二十二条第二項及び  
第三項の規定は、麻薬製造業者又  
は麻薬研究施設の設置者がけしが  
らを廃棄する場合に准用する。**

(破壊)  
**第三十九条 麻薬製造業者は、麻薬  
取締法第三十七条第一項に規定す  
る範囲に左に掲げる事項を記載し  
なければならない。**

一 譲り受け、麻薬の製造のため  
に使用し、又は廃棄したあへん  
の数量及びその年月日

二 輸入し、輸出し、譲り渡し、  
譲り受け、麻薬の製造のために  
使用し、又は廃棄したあへん  
の数量及びその年月日

三 けしがらの輸入、輸出、譲渡  
又は譲受の相手方の氏名又は名  
称及び住所

四 第三十七条において適用する  
第二十条の規定により届け出た

一 新たに管理に属し、又は管理を離れたあへん又はけしがらの数量及びその年月日。

二 研究のために使用したあへん又はけしがらの数量及びその年月日。

三 第三十七条において準用する第二十条の規定により届け出たあへん又はけしがらの数量

(届出)

第四十条 麻薬製造業者は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間ごとに、その期間の満了後十五日以内に、左に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

一 期初にあへん又はけしがらを所有していたときは、その所有していたあへん又はけしがらの数量

二 その期間中に麻薬の製造のためにあへんを使用したときは、その使用したあへんの数量

三 その期間中にけしがらを譲り渡し、譲り受け、若しくは廃棄し、又は麻薬の製造のためにけしがらを使用したときは、その

四　期末にあへん又はけしがらを所有していたときは、その所有していたあへん又はけしがらの数量

2　麻薬研究者は、毎年十一月三十日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。  
一　前年の十月十六日になへん又はけしがらを管理していたときは、その管理していたあへん又はけしがらの数量  
二　前年の十月十六日からその年の十月十五日までの間に新たに管理に屬したあへん若しくはけしがらがあるとき、又は同期間に研究のためにあへん若しくはけしがらを使用したときは、その新たに管理に屬し、又は使用したあへん又はけしがらの数量  
三　その年の十月十五日になへん又はけしがらを管理していたときは、その管理していたあへん又はけしがらの数量  
(免許が失効した場合は等の措置)

者免許が効力を失い、又は麻薬研究施設が麻薬研究施設でなくなつたとき(麻薬製造業者の免許が効力を失つた場合において、引き続いたその者が麻薬製造業者となつたときを除く。)は、十五日以内に、麻薬製造業者があつては厚生大臣に、麻薬研究施設の設置者にあつては都道府県知事に、現に所有するあへん又はけしがらの数量を届け出なければならない。

2 前項の者であつてあへんを所有するものについては、そのあへんに関する限り、その届出事由が生じた日から起算して五十日間は、第八条第一項の規定を適用しない。

3 第一項の者であつてけしがらを所有するものについては、その者が届出事由が生じた日から起算して五十日以内に、そのけしがらをけし栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合に限り、その譲渡については、第七条第二項の規定を適用せず、また、その者のそのけしがらの所持については、同期間内に限り、第八条第五項の規定を適用しない。

4 第二十二条の規定は、前項の者が同項の期間内に同項のけしがらを譲り渡し、又は廃棄する場合について適用する。

死亡し、又は法人たるこれら者が解散した場合は、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者について適用する。

#### 第六章 監督

##### (許可の取消)

第四十二条 厚生大臣は、けし栽培者が第十三条第二号又は第三号に該当するに至つたときは、その許可を取り消さなければならない。

2 厚生大臣は、けし栽培者がこの法律の規定若しくはこの法律の規定に基く命令若しくは厚生大臣の处分に違反したとき、又は第十四条第一号若しくは第六号に該当するに至つたときは、その許可を取り消すことができる。

(廻聞)

第四十三条 厚生大臣は、前条の規定により許可を取り消すとするときは、あらかじめ当該けし栽培者又はその代理人の出頭を求めて、公開による廻聞を行わなければならない。

2 前項の場合において、厚生大臣は、处分をしようとする事由並びに廻聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該けし栽培者に通知し、且つ、廻聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 廻聞においては、当該けし栽培者が又はその代理人は、自己又は本人のために説明をし、且つ、証拠を提出することができる。

4 厚生大臣は、当該けし栽培者はその代理人が正当の理由がなく出頭しないときは、廻聞を行わないで前条の規定による処分を行うことができる。

(報告の徵収等)

第四十四条 厚生大臣は、あへん又はけし栽培者の取扱上必要があると認めるとときは、けし栽培者、麻薬製造業者若しくは麻薬研究者から必要な報告を徴し、又は麻薬取締官若しくは薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者をして、けし栽培地、あへんの乾燥品若しくは保管の場所、けし栽培の保管の場所若しくは麻薬の製造所若しくは研究施設に立ち入り、帳簿その他のお物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り、あへん、けし栽培若しくはこれらの疑のある物を取去させることができる。

5 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 都道府県知事は、けし栽培者について、第四十二条の処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

7 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8 厚生大臣は、前条の規定により田園に帰属したあへん等の処分を都道府県に交付する。

9 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

10 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

11 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

12 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

14 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

15 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

16 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

17 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

18 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

19 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

20 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

21 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

22 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

者をして、けしの栽培地、あへんの乾燥品若しくは保管の場所、けし栽培の保管の場所若しくは麻薬の研究施設に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り、あへん、けし栽培若しくはこれらの疑のある物を取去させることができる。

3 前二項の規定により指定された者は、あへん監視員と称する。

4 あへん監視員は、その身分を示す証票を拂帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

5 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 都道府県知事は、けし栽培者について、第四十二条の処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

7 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

9 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

10 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

11 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

12 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

14 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

15 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

16 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

17 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

18 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

19 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

20 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

21 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

22 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

23 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 罰則

(手数料)

第四十六条 左の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を田庫に納めなければならぬ。

1 けし栽培の許可を申請する者は、あへん監視員と称する。

2 申請書一通につき五百円

3 前二項の規定により指定された者は、あへん監視員と称する。

4 あへん監視員は、その身分を示す証票を拂帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

5 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 都道府県知事が行ふ事務に要する費用を部道府県に交付する。

7 都道府県知事が行ふ事務に要する費用を部道府県に交付する。

8 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

9 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

10 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

11 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

12 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

14 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

15 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

16 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

17 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

18 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

19 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

20 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

21 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

九業者が同時に麻薬研究施設の設置者を兼ねる場合には、この法律中あへん又はけしの醸渡及び譲受に関する規定の適用について個の者とみなす。同一人が二以上の麻薬製造業者の免許を有し、又は二以上の麻薬研究施設を設置する場合も、同様とする。

第五十条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第五十一条 第四条、第五条、第六条、第七条、第八条第一項、第二項、第四項若しくは第五項又は第九条の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し又はこれを併科する。

第五十二条 営利の目的で前条により収納したあへんを除く。)について、大蔵大臣と協議して必要な処分をすることができる。

第五十三条 常習として第五十二条の違反行為をした者は、一年以上下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 厚生大臣は、この法律の規定により田園に帰属したあへん又はけし栽培者若しくは麻薬取締官及び麻薬取締員の資格を受けて、この法律の規定にかかるらず、何人からもあへん又はけしを譲り受けること

第五十五条 本法の規定に触れるときは、その行為

第五十六条 本法の規定に触れるときは、その行為

第五十七条 本法の規定に触れるときは、その行為

第五十八条 本法の規定に触れるときは、その行為

第五十九条 本法の規定に触れるときは、その行為

第六十条 本法の規定に触れるときは、その行為

第六十一条 本法の規定に触れるときは、その行為

第六十二条 本法の規定に触れるときは、その行為

第六十三条 本法の規定に触れるときは、その行為

第六十四条 本法の規定に触れるときは、その行為

第六十五条 本法の規定に触れるときは、その行為

第六十六条 本法の規定に触れるときは、その行為

第六十七条 本法の規定に触れるときは、その行為

第六十八条 本法の規定に触れるときは、その行為

第六十九条 本法の規定に触れるときは、その行為

造業者が同時に麻薬研究施設の設置者を兼ねる場合には、この法律中あへん又はけしの醸渡及び譲受に関する規定の適用について個の者とみなす。同一人が二以上の麻薬製造業者の免許を有し、又は二以上の麻薬研究施設を設置する場合も、同様とする。

第五十条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第五十一条 第四条、第五条、第六条、第七条、第八条第一項、第二項、第四項若しくは第五項又は第九条の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し又はこれを併科する。

第五十二条 営利の目的で前条により収納したあへんを除く。)について、大蔵大臣と協議して必要な処分をすることができる。

第五十三条 常習として第五十二条の違反行為をした者は、一年以上下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 厚生大臣は、この法律の規定により田園に帰属したあへん又はけし栽培者若しくは麻薬取締官及び麻薬取締員の資格を受けて、この法律の規定にかかるらず、何人からもあへん又はけしを譲り受けること

第五十五条 本法の規定に触れるときは、その行為

第五十六条 本法の規定に触れるときは、その行為

第五十七条 本法の規定に触れるときは、その行為

第五十八条 本法の規定に触れるときは、その行為

第五十九条 本法の規定に触れるときは、その行為

第六十条 本法の規定に触れるときは、その行為

第六十一条 本法の規定に触れるときは、その行為

第六十二条 本法の規定に触れるときは、その行為

第六十三条 本法の規定に触れるときは、その行為

第六十四条 本法の規定に触れるときは、その行為

第六十五条 本法の規定に触れるときは、その行為

第六十六条 本法の規定に触れるときは、その行為

第六十七条 本法の規定に触れるときは、その行為

第六十八条 本法の規定に触れるときは、その行為

第六十九条 本法の規定に触れるときは、その行為

第七十条 本法の規定に触れるときは、その行為





制定を要機として廢止され、今日に及んでおるのであります。

申すまでもなく、あへんは國民醫療上必要不可欠な麻薬の原料としてきわめて貴重なものでありますので、あへんの供給については國がその適正な調整をはかつて來たのであります。が、國内保有量は逐次減少し、今後輸入の方途を講ずることも、禁止されたけしの栽培をこの際復活する必要が生じて來たのであります。また、わが國は、一九五三年六月、けしの栽培並びに人の生産、國際取引、卸取引及び使用の制限及び取締りに関する議定書に調印いたしました条約の要請に基き、あへんの輸入、輸出、一手買取り及び充渡しの権能を國に專属せしめる義務を負うこととなりましたので、これらの諸情勢に即して國民醫療の万全を期ぞうとするのが、政府の本法案提出の理由であります。

本法案のおもなる点を申し上げますれば、まず第一に、けしの栽培については、あへんの生産許可及び取締り上の観点から、栽培区域並びに栽培面積を指定し、その範囲内において、適正化して栽培經營能力等を有する者に栽培許可を与えるとともに、栽培の経営に過度なきを期するため、特にけし耕作者に対する播種前における収納価格の公表、モルヒネ鑑定前の概算払い及び良否補償等の制度を設けたことあります。なお、學術研究のため特に

しの栽培、あへんの採取等を希望する者ために、研究栽培者の制度を設けたことであります。

第二に、國は、けし耕作者等の生産したあへんをすべて収納し、その収納価格は、あへんの生産事情、輸入価格及びその他の經濟事情等を考慮して適正な価格を定めることとし、また収納したあへんは、輸入したあへんとともに國が保有し、國內需給事情に即して適正な数量を麻薬製造業者に充り渡し、もつて醫療用麻薬の適正な生産を期したことであります。

第三は、あへんは醫療上不可欠の麻薬の原料であります。が、その反面恐るべき有害作用がありますので、從来麻薬取締法に基いていた取締りと同様の取締りをこのあへん法案においてもいたすこととしたことであります。

特にけしの栽培、あへんけしがら等の取扱いに關し新たな取締りが必要となつて来ますので、取締り規定を整備するとともに、あへん監視の制度を設けたことがあります。

本法案は、三月九日本委員会に付託され、同十一日厚生大臣より提案理由の説明を聽取した後、數回にわたる審査が行われたのであります。が、三月二十三日質疑を終了し、同二十五日討論を省略して採決に入りましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上御報告申し上げます。

一、去る二十三日次の法律の公布を奏し、その旨參議院に通知した。

二、昨二十四日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

三、去る二十三日委員会に付託された議案は、内閣提出第一二三号)日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案、去る二十三日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る二十三日參議院に送付した本院提出案は次の通りである。

二、去る二十四日次の法律の公布を奏し、その旨參議院に通知した。

三、去る二十四日次の法律の公布を奏し、その旨參議院に通知した。

○議長(堤康次郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告通り決するに御異議ありませんか。

郵便手票法の一部を改正する法律

一、去る二十三日議長において、次の特別委員の辭任を許可した。

行政監察特別委員 山本 幸一君

補助金等の臨時特例等に関する法

律案特別委員

小島 梅三君 山中日露史君

郵便手票法の一部を改正する法律

一、去る二十三日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

法務委員 川上 貞一君

通商産業委員 岡田 春夫君

議院運営委員 松井 政吉君

一、去る二十三日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

通商産業委員 岡田 春夫君

議院運営委員 川上 貞一君

一、去る二十三日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 岡田 春夫君

通商産業委員 川上 貞一君

議院運営委員 長 正路君

一、去る二十四日常任委員会において、通り常任委員の補欠を指名した。

一、去る二十三日參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

農産物検査法の一部を改正する法律案

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求める件

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律案

改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

國民年金法の一部を改正する法律案

公認会計士法の一部を改正する法律案

民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案

内閣提出第一一六号(參議院送付)

内閣提出第六五号(參議院送付)

内閣提出第七三号(參議院送付)

内閣提出第八三号(參議院送付)

内閣提出第一一五号(參議院送付)

内閣提出第一四四号(參議院送付)

児童福祉法の一部を改正する法律案

医療法の一部を改正する法律案

関税法案

外国為替銀行法案

株式会社以外の法人の再評価積立金

厚生委員会付託

内閣提出第一一七号(予)

医療法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一七号(予))

開提出第八三号(參議院送付)

以上三件 厚生委員会付託

内閣提出第一一七号(予)

衆議院議員井畠繁雄君提出国民所得に関する質問に対する答弁書

戦前及び昭和二十六年(曆年、年度)、昭和二十七年(曆年、年度)、昭和二十八年(曆年)の国民所得(総額及び内訳)は、それぞれいくらであるか。また、その国民所得は如何なる方法、資料、基準によつて算出されるのであるか。その概略について伺いたい。

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

内閣提出第一一七号(予)

昭和二十九年三月十九日 内閣總理大臣 吉田茂

衆議院議員井畠繁雄君提出国民所得に関する質問に対する答弁書

所得に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員井畠繁雄君提出国民所得に関する質問に対する答弁書

所得に関する質問に対する答弁書

(単位百万円)

項目	目	年	次	昭和九年 一一年平均	二六年 一九三七	二六年 一九三八	二七年 一九三九	二七年 一九四〇	二八年 一九四一
合計(分配国民所得)				18523	18517	18513	18510	18500	18500
企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案				18523	18517	18513	18510	18500	18500
民軍訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案				18523	18517	18513	18510	18500	18500
身体障害者福祉法の一部を改正する法律案				18523	18517	18513	18510	18500	18500
一、二十四日參議院から受領した内閣提出第一四六号(參議院送付)				18523	18517	18513	18510	18500	18500
身体障害者福祉法の一部を改正する法律案				18523	18517	18513	18510	18500	18500
身体障害者福祉法の一部を改正する法律案				18523	18517	18513	18510	18500	18500
官公事務剩余等				18523	18517	18513	18510	18500	18500
海外よりの純所得				△ 6	△ 6	△ 6	△ 6	△ 6	△ 6

上記推計方法及び資料基準の概略は、次の通りである。

国民所得は、ある国の居住者の生産活動によつて一定期間に新たに附

加された純生産物の価値であるが、分配国民所得という場合には、右の純生産物の価値(附加価値)をその生産活動に参加した各経済主体に分配されるところ、(四)のようである。

(A) 勤労所得

勤労所得は、賃金・俸給所得と  
他の被傭者報酬から構成さ  
れている。これらは、産業別に毎  
月勤労統計(労働省)や民間給与実  
態調査(国税庁)などから一人当たり  
平均給与を求め、これに見合ひ勤労  
者数(国勢調査及び労働力調査な  
どから推定)を乗じて計算される。

(B) 個人業主所得

個人菜主所得は、個人が主体となつて企業を運営してえた所得である。これは、産業別に、農家経済調査（農林省）、個人商工業経済調査（統計局）や税務統計などから一菜主当たり所得を求め、これに見合う個人菜主数（国勢調査、労働力調査、農業センサスなどから推計）を乗じて推計している。

(C) 個人貨貸料所得

単位面積当たり賃料所得に面積を  
乗じて推計される。

(D) 個人利子所得

取る利子のことであるが、これは、金融機関の損益計算書などから推計される。

企業の純益を求め、これを法人の所得としている。

(六F) 官公事業剩餘等

財政の決算書から、官公事業（国鉄、通信等）の剰余金のほか、

政府の受取つた賃貸料及び利子を  
計上している。

(G) 海外よりの純所得

利子配当等の所得の海外からの受取から海外への支払を差引いた

ものであるが、これは、大蔵省調  
のわが国国際取扱袋によつて推計

۱۷۹

国民所得における労働所得及び効率所得以外のものについての所得階

層別の人員構成の推計は、現在のところ基礎資料の関係で行つて、いな

卷之三

右答弁する。

卷之三

昭和二十九年三月二十五日 衆議院会議録第二十六号 議長の報告